

監査法人のガバナンス・コードへの対応状況（ドライラン）

2024年12月1日

興誠監査法人

2024年7月1日より改正された品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」が適用されます。当監査法人においてもガバナンス・コードを適用することにより、監査の品質を最重視した組織的な運営を行い、継続的に監査品質の向上に取り組んでまいります。現時点での当監査法人のガバナンス・コードへの対応状況（ドライラン）を公表します。

なお、監査法人のガバナンス・コードの対応状況の正式版については、今後公表する「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」において公表してまいります

監査法人のガバナンス・コードへの対応状況（ドライラン）

【監査法人が果たすべき役割】

原則・指針	興誠監査法人の取組み
原則 1	
監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に發揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	
指針 1-1. 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	興誠監査法人は、経営理念に「より良い社会の構築への貢献」「経済活動の基盤となる」ことを明記しており、経済基盤の一つである資本市場を支える社会的使命を果たすために、社員総会の代表者から全構成員に向けて、監査品質の維持・向上への継続的な取り組みに関するメッセージを研修時等に発信しています。また、社員は、各自の監査業務及び法人運営の責務を担い、経営に関する重要な事項を審議決定する社員総会において議決権行使することによって、業務管理体制の整備の責務を果たしております。
指針 1-2. 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	興誠監査法人は、全ての社員及び職員が価値観を共有できるように「経営理念」及び「興誠監査法人行動規範」を掲げ、全ての社員及び職員にこれらの価値観を実践するように伝えています。
指針 1-3. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮せるよう、適切な動機付けを行うべきである。	興誠監査法人は、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるために、人事評価として品質管理や能力向上への取組みに重点を置いた評価としています。
指針 1-4. 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	「興誠監査法人行動規範」において、「各自自分の意見を持ち、冷静に論理的に必要な意見交換を行う。」という指針を明示しており、開放的な組織文化・風土を醸成するため積極的なコミュニケーションを重視しています。
指針 1-5. 監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に	興誠監査法人は、監査業務を最重要視しつつ、非監査業務を提供しています。非監査業務を提供する際は、監査業務の独立性を堅持できる範囲に限定しています。契約の可否については、事前に社員総会の承認を得ることとしています。 兼業・副業については、法人の財務基盤を強化する

兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	ため、あるいは、法人の構成員の幅広い知見や経験を獲得する機会があると考え、一部認めています。兼業・副業については、競業避止義務、独立性及び利益相反の対処するため、方針、事前承認及び定期的な報告の方針を定めています。
指針 1-6. 監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	現時点ではグローバルネットワークには加入していません。また他の法人等との包括的な業務提携等も行っていません。

【組織体制】

原則・指針	興誠監査法人の取組み
原則 2 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。	
指針 2-1. 監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	興誠監査法人では社員総会の代表者が中心となり各社員の役割に応じて機動的かつ効率的に法人運営に当たるとともに、重要事項については社員会により意思決定を行っております。
指針 2-2. 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。 ・監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ・監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備	・監査品質システムに関する最終的な責任は、社員総会の代表者にありますが、社員総会で選任された品質管理責任者が、品質管理システムの整備・運用に対する責任を有しています。 ・各社員及び職員は、監査論点や業界動向に関する情報を収集し、社内のシステムを利用して共有し、意見交換を行っています。 また、特に上場会社では、監査関与先の経営者や監査役との定期的なコミュニケーションを行っています。経営者ディスカッションでは、企業、企業環境、ビジネスリスク及び経営戦略について、議題に

<ul style="list-style-type: none"> ・法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ・監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化(積極的なテクノロジーの有効活用を含む。)に係る検討・整備 	<p>入れており、監査役等とのコミュニケーションでは、事業リスク、虚偽表示リスク等について意見交換を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・興誠監査法人では、監査現場におけるOJT、研修制度を通して、人材育成に取り組んでおります。人事評価においては、監査の品質管理、職業的専門家としての能力を重視するとともに法人全体の士気向上のために人間関係の構築及びコミュニケーション能力を重視しています。 ・興誠監査法人では、デジタルの活用を積極的に進めています。全ての監査業務において、電子調書化を推進しており、一部の監査調書（監査報告書、経営者確認書等）を除く監査調書を電子化しています。
<p>指針2-3. 監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。</p>	<p>社員の登用は、一定の形式的な昇格基準を満たし者の中から、専門的知識、監査業務の品質、職業倫理の遵守状況、人格の誠実性、協調性、公正性、責任感等の観点から社員会で議論・検討のうえ決定しています。</p> <p>また、社員は法人運営において、それぞれの適性に応じた経営機能的役割を担っています。</p>

原則・指針	興誠監査法人の取組み
<p>原則3</p> <p>監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p>	
<p>指針3-1. 監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p>	<p>経営機能の実効性を監督・評価するため、高度な経験・知識を有する独立性を有した第三者を選任しております。</p>
<p>指針3-2. 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当</p>	<p>独立性を有した第三者は、監査業務には関与せず、経営機能の実効性向上に資する助言・提言等を行うことが期待されております。独立性を有した第三者は過去に当法人の構成員でない者及び被監査会社</p>

該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	の元役員・社員でない者を選任しております。
<p>指針 3-3. 監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ・組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 	<p>独立性を有した第三者は、法人の重要な活動及び事案について、社員総会に出席し、または、社員総会の代表者への以下を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ・社員会の実施状況及びその内容を監視し、組織的な運営の実効性に関して評価への関与 ・経営機能を果たす人員の評価及び報酬決定過程の関与 ・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与
指針 3-4. 監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	独立を有する第三者に期待される機能を実効的に果たすため、理事会及び品質管理委員会がサポートを行っております。独立を有する第三者に十分な情報が提供される体制が確保しています。

【業務運営】

原則・指針	興誠監査法人の取組み
原則 4	
監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	
指針 4-1. 監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ・社員会は原則 3 カ月ごとに実施し、監査現場での情報等を含む意見交換を実施しています。 ・社員会・品質管理委員会での決定事項は、適時に社員・職員へ通知し、また監査チームにおいてはチームディスカッションを通じて情報を共有しています。
指針 4-2. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮さ	興誠監査法人では、構成員が職業的専門家としての能力を高めることができるように、特に職業的懷疑

<p>せるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。</p>	<p>心を適正できるような研修プログラムを策定しています。また、その成果として職業的懐疑心を適正に発揮できたかを評価し、報酬に反映する方針を整備しています。</p>
<p>指針 4-3. 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ・ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ・ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ・ 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 興誠監査法人では、構成員の経歴、経験年数、特性等を考慮の上、各部署や監査チームへの配置を行っています。 ・ 被監査業務の経験や大学院等の講座や研修への参加等、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会を提供しています。 ・ 適正な人事評価を実施し、その評価の基づき、予定された業務に社員・職員を配置し、定期的に見直しを行うで、計画的に活用しています。 ・ 構成員が受講すべき研修を定め、e ラーニングの活用することで、並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備しています。
<p>指針 4-4. 監査法人は、被監査会社の CEO ・ CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。</p>	<p>監査関与先の経営者や監査役等とのディスカッションやコミュニケーションの機会を十分に確保し、経営者等とは、企業、企業環境、ビジネスリスク及び経営戦略等について、監査役等とは、監査チームが識別した監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換や議論を尽くしています。</p>
<p>指針 4-5. 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。</p>	<p>当法人の監査業務等に関する不正・粉飾及び法令違反等に関する情報を広く収集するため、興誠監査法人のウェブサイトに「監査ホットライン」を開設し、法人外からの情報提供を受け付けています。また、「内部通報規程」を定め、構成員からの情報提供を受け付けるとともに、通報者の保護をしています。</p>

【透明性の確保】

原則・指針	興誠監査法人の取組み
<p>原則 5</p> <p>監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を</p>	

活用すべきである。

指針 5-1. 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組について説明する「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を毎年発行します。当報告書は、興誠監査法人のウェブサイトに公開します。
<p>指針 5-2. 監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none">・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標 (AQI : Audit Quality Indicator) 又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報・監査法人における品質管理システムの状況・経営機関等の構成や役割・監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方・法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応・監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）・規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針	<ul style="list-style-type: none">・トップは監査品質を何よりも重視しており、定期的に開催されるイベントで組織内にも継続的に伝達しています。・指針 1-2. をご参照ください。・「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」に記載して公表してまいります。 ・品質管理システムの項目ごとに達成すべき品質目標を定め、これを阻害しうるリスクを識別し、そのリスクに対応するための方針手続を定め、品質管理システムの評価を実施しております。・指針 2-1. をご参照ください。・原則 3 をご参照ください。 ・指針 1-5 をご参照ください。 ・指針 2-2 をご参照ください。 ・構成員の人脈や新たなネットワークの構築等を活用し新規の採用をしつつ、監査及び被監査業務における OJT や研修により、多様かつ必要な法人の

<ul style="list-style-type: none"> ・特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ・監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 	<p>人材確保に努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立性に関する規程を定め、一つの保証業務提供先からの報酬依存度が、15%を超える場合には、セーフガードを適用しています。 ・現地に実際に往査することにより対応しております。 ・指針 5-4 をご参照ください。
<p>指針 5-3. グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要 	<p>グローバルネットワークに加盟していないため、該当ありません。</p>
<p>指針 5-4. 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被監査会社との間では、経営者とのディスカッション、監査役等とのコミュニケーションにおいて品質管理の向上に向けた取組やその成果についての意見交換を積極的に実施しています。また、独立性を有した第三者等の助言等を踏まえた、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を一般に公表し、外部からのフィードバックに対応してまいります。 ・その他、原則 3 記載内容をご参照下さい。
<p>指針 5-5. 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期</p>	<p>興査法人では、ガバナンス・コードの適用状況及び品質管理システムの整備運用状況の評価や監査</p>

的に評価すべきである。	業務の定期的検証により監査品質の向上に向けた取組の実効性を定期的に評価しています。
指針 6-5. 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	<p>興誠法人では、本原則の適用状況について品質管理責任者及び品質管理委員会がモニタリングを行い、社員会及び独立性を有する第三者に報告して定期的に評価していく予定です。今後はその評価結果と当監査法人のホームページの情報公開等によって得られたフィードバックから得た有益な情報を、組織的な運営の改善に向けて活用していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、指針 5-4 記載内容をご参照下さい。